



2019年9月12日

各 位

会社名 株式会社アイモバイル  
 代表者 代表取締役社長 野口 哲也  
 (コード番号：6535 東証第一部)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年10月25日開催予定の第12回定時株主総会に、下記のとおり定款変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確化し、株主の信任機会を増やすとともに、経営環境変化への即応性を高めて機動的な経営遂行を実現するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、第36条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、現行定款第37条(剰余金の配当の基準日)を変更案第37条(剰余金の配当の基準日)のとおりに変更するものであります。また、これに伴い、現行定款第9条(自己株式の取得)及び同第38条(中間配当)を削除するものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数及び項数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(自己株式の取得)</u> <u>第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第10条～第19条 (条文省略)	第9条～第18条 (現行どおり)
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 増員又は補欠として選任された取締役の任期	(削 除)

<p><u>は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 当社の<u>剰余金の配当</u>の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>1月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 当社の<u>期末配当</u>の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u></p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のため株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

2019 年 10 月 25 日 (金)  
2019 年 10 月 25 日 (金)

以 上

【本リリースに関するお問い合わせ】  
株式会社アイモバイル IR 担当  
E-mail : im-ir@i-mobile.co.jp